

議案第134号

さいたま市給水条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例等の一部を改正する条例

(さいたま市給水条例の一部改正)

第1条 さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金の徴収方法) 第34条 料金は、 <u>納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付</u> の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。 2 [略]	(料金の徴収方法) 第34条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。 2 [略]

(さいたま市下水道条例の一部改正)

第2条 さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付</u>の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>納入通知書又は口座振替</u>の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p>

（さいたま市南下新井汚水処理施設条例の一部改正）

第3条 さいたま市南下新井汚水処理施設条例（平成17年さいたま市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 南下新井汚水処理施設の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付</u>の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 南下新井汚水処理施設の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>納入通知書又は口座振替</u>の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。